

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山 口 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部を主とする山間地域

(1)現況

本地域は、山間部に位置し傾斜地域であるが、農業生産基盤の整備率が高い。稲作を中心に、良質な農産物の生産も行っている。しかし、特定農山村地域及び山村振興地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい。このことから、格差を補正する取組を行うことが必要である。今後とも、本地域の農業振興を維持させるため、遊休農用地の発生を防止し、農業用排水路や農業用道路、ため池などの農業用施設を保全管理する地域の共同活動や、平場地域との生産条件の格差補正、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 東部山間地域

(1)現況

本地域は、山間部に位置し傾斜地域である。基盤整備率が低く多くの未整備農用地が存在し、水稻の生産性が高いとはいえない。特定農山村地域及び山村振興地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。このような中でも、良質の米が生産され、野菜の高品質化も目指している。今後とも農業振興を図るため、遊休農用地の発生を防止し、農業用排水路や農業用道路、ため池などの農業用施設を保全管理する地域の共同活動や、平場地域との生産条件の格差補正、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 中央地域

(1)現況

本地域は、市街地近郊地域に位置する平場地域であり、農業振興地域整備計画における農用地域が点在している。農用地域ではほぼ基盤整備が完了しているが、その他の区域では未整備で狭小な農地が存在している。農業生産の主体は水稻だが、市街地への地物野菜供給として土地生産性の高い農業が行われている。今後とも農業振興を図るため、遊休農用地の発生を防止し、農業用排水路や農業用道路、ため池などの農業用施設を保全管理する地域の共同活動と、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 南部地域

(1)現況

本地域は、沿岸部の干拓地と内陸部とに分けられる。干拓地は基盤整備が行われているが、内陸部には未整備の農地が残っている。農林統計上の中山間地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい。このことから、格差を補正する取組を行うことが必要である。農業生産は二期作が行われ、水稻のほかに麦や大豆、野菜の生産も盛んに行われている。今後とも農業振興を図るため、遊休農用地の発生を防止し、農業用排水路や農業用道路、ため池などの農業用施設を保全管理する地域の共同活動と、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部を主とする山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
②	東部山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
③	中央地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	南部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し、市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払)の実施に関し、別記のとおり定めることとする。

(別 記)

山口市中山間地域等直接支払交付金の交付を円滑に実施するため、地域の実情に即し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

対象地域は次の(ア)から(イ)までの指定地域とする。

(ア) 3法指定地域(特定農山村法、山村振興法及び過疎法による指定地域)

仁保地区、小鯖地区、徳地地域、阿東地域、秋穂地域

(イ) 県知事特認地域

吉敷畑集落、宮野大山路集落、宮野熊坂集落、宮野上恋路集落、
宮野中恋路集落、小郡前畑集落、鑄銭司地区、秋穂二島惣在所集落、
秋穂二島祢宜集落、秋穂二島幸田集落、秋穂二島仁光寺集落

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地(通常基準によるもの)

勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上である農用地

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地(市長の判断によるもの)

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草牧草地で8度以上 15 度未満である農用地

勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- (2) 経営規模が1ha以上の経営体
- (3) 農業所得が100万円以上の経営体

3 集落協定の共通事項

- (1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。
- (2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

4 その他必要な事項

特になし